

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和7年度定期監査を実施しましたので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾
御所市監査委員 生川 真也

令和7年度 定期監査結果報告書（第1次）

1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
議 会 事 務 局	令和7年 6月 2日～ 6月 3日	令和7年7月2日
公 平 委 員 会 事 務 局	令和7年 6月4日	令和7年7月2日
出 納 室	令和7年 6月12日～ 6月13日	令和7年7月2日

2. 監査の対象事項

令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3. 監査の方法

監査は、御所市監査基準に基づき、監査計画に定める定期監査の重点項目及び着眼点に照らして実施した。

地方自治法第199条第8項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。

また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 生川 真也

5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、公表を行う是正改善事項は見られなかったが、単純な誤謬に起因するもの等軽易なもの、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要があると認められるものなどは見受けられたので、監査当日に指摘を行い、注意事項については改善を書類で求めることとした。

なお、今回の監査における意見の概要は次のとおりであるので、今後の事務執行等にあたってはこれらに十分留意することを要望する。

定期監査 是正改善事項

今回、是正改善事項は見受けられなかった。